

平成 22 年度「地域やる気支援補助金」募集要綱

I 事業の概要

1 趣旨

地区まちづくり計画等、地区の将来像に基づき地区課題の解決を目指して前向きに頑張る住民自治協議会のやる気を支援し、住民自治協議会が実施する地区ごとの特色あるまちづくりを促進すること。

2 対象主体

地区住民自治協議会

3 補助率、補助金額及び補助交付年数

事業実施に要する費用の内 8/10 を補助することとします。また、補助上限額は 1 地区当たり総額 100 万円です。補助金の交付は、同一住民自治協議会に対し最長で連続する 2 年間とし、広く多くの協議会に交付し市全体のまちづくりを推進するため、次の 1 年間は交付申請することができないこととします。

毎年度、公平・公正に審査し補助対象地区住民自治協議会と補助対象事業等を決定していきます。

4 対象となる事業の要件

- (1) 国、地方公共団体（外郭団体や各種団体を通じて行うものを含む。）の補助金等の対象でない、あるいは、他の補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求していないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。

5 対象となる主な事業

保健・福祉分野（高齢者介護、子育て支援等）、環境分野（自然保護、ごみ問題等）、地域安全、教育・文化分野（伝統文化の継承等）、産業分野（農林、観光等） 他

6 対象となる経費

上記事業を実施するために必要な経費（謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費等）

ただし、次に掲げる経費は対象外とします。

- ・住民自治協議会の経常的な活動に要する経費

（例）×事務所の家賃や光熱水費、経常業務を行う事務局員の人件費等

○アンケート集計のための臨時アルバイト代

- ・住民自治協議会の構成員の飲食や親睦に要する経費

（例）×単なる懇親会費等 ○講演会講師の昼食代

7 補助金の決定

補助金の交付を要望する住民自治協議会を募集し、公開選考委員会が補助対象住民自治協議会と補助対象事業等を選考します。選考結果は市長に報告され決定します。

II 事業の募集等

1 応募説明会

- 第1回 日時：平成22年1月21日（木）午後2時～午後3時30分
場所：篠ノ井市民会館 中会議室
- 第2回 日時：平成22年1月25日（月）午後6時30分～午後8時
場所：長野市役所 第二庁舎10階 会議室18

2 申込用紙等の配布

- 日 時：平成22年2月1日（月）午前8時30分～
- 配布場所：総務部 地域振興課、各支所
- ※長野市のホームページからもダウンロードできます。
長野市ホームページ>課・支所別メニュー>総務部>地域振興課>
施設案内、手続きなど>補助金>地域やる気支援補助金

3 応募期間

平成22年2月1日（月）～3月1日（月）

4 提出書類

- (1) 申込書
- (2) 直近の総会資料
- (3) 事業実施に係る収支予算書
- (4) その他、必要に応じて事業内容、経費の積算を説明する書類等

5 応募先

総務部 地域振興課 都市内分権推進室（長野市役所 第一庁舎4階）
電 話 224-7615 FAX 224-7964
Eメール chiiki@city.nagano.nagano.jp

※郵送やEメールによる応募ができます。事業内容等について質問させていただくことがありますので、申込書の責任者の記入欄を漏れのないように記入してください。なお、地域振興課へお越しになる際は、お手数ですがご予約のうえでお越しください。

6 事前審査

公開選考委員会までに書類による事前審査を行いますので、場合によって追加で関係書類の提出をお願いすることがあります。

7 公開選考委員会

日 時：平成22年5月9日（日）午前10時から正午まで（予定）
場 所：ふれあい福祉センター 5階 ホール（緑町1714-5）
TEL 225-1234

Ⅲ 公開選考委員会

1 開催目的

住民自治協議会が主体的に行うまちづくり活動は、各地区を代表する組織によるものであり、長野市と対等・平等な協働関係の下で、共に地域がきらめく元気なまちづくりを目指すものです。

公開選考の場を設けることにより、公明正大な選考となるとともに、多くの住民自治協議会の意識高揚も図られるため、関係者を含む多くの市民の面前で開催します。

2 進め方

- (1) 原則として規定時間以内で質問・回答形式（ヒアリング）での選考を行います。
- (2) 短時間ですので、選考委員には事前に提出された書類を配付の上、事務局から簡単な説明をしており、活動内容について基本的に把握しています。具体的な順番は後日、ご連絡します。
- (3) 時間の都合上、選考委員からの質問には簡潔に回答してください。

3 手順

(1) 選考委員

市長が委嘱又は任命した選考委員で選考を行います。

選考に公正を期すため、選考委員と住民自治協議会の間に利害関係があると認められた場合は、選考委員を辞退いただくこととしています。

公開選考委員会までに選考委員と連絡をとろうとしたり、あるいは連絡をとったことが判明した場合は失格といたします。

(2) 選考基準

① 住民合意（5点満点）

- ・住民自治協議会が掲げる将来像や地区まちづくり計画と整合が図られている事業であるか
- ・地区住民のニーズは的確に把握されている事業であるか

② 実現（計画）性（5点満点）

- ・事業内容、必要経費、自己資金等から鑑みて、所期の目的が十分達成できるか
- ・計画（スケジュール等）、資金計画、実施体制が実現可能な事業であるか

③ 独創性（5点満点）

- ・企画やアイデアが地区の特性を活かしたもので、独特（斬新さ、目新しさ）の事業であるか
- ・他に実施例が少なく先駆的な事業で、着眼点に優れているか
- ・事業実施方法等に知恵と工夫が盛り込まれているか

④ 公益性（5点満点）

- ・多数の地区住民の利益増進に寄与する事業であるか

⑤ 発展性（5点満点）

- ・他地区への波及がどの程度期待できるか

⑥ 有効性（5点満点）

- ・事業の実施がどの程度地区のまちづくりに有効であるか

(3) 選考方法

① 選考委員は、選考基準に対し5段階で評価を行います。

② 選考委員の内、合計が最低点と最高点を出した選考委員（各1名）の得点を除外し、残りの選考委員の得点合計を各住民自治協議会の獲得点数とします。

③ 獲得点数の高いものから内定とします。

④ 同点の場合は、選考委員の多数決によります。

⑤ 上位10番以下であっても一定の事業効果を期待できる場合は、予算の範囲内で補助対象とすることがあります。

⑥ 獲得点数が一定の基準未満の提案事業は、予算枠の範囲内であっても内定としません。

⑦ 選考結果は、順位と各住民自治協議会の獲得点数、補助金申請額を公開選考委員会で発表するとともに、後日、各提案事業に選考委員のコメントを付して長野市ホームページで公開します。なお、各選考委員の採点内容は公表しません。

⑧ 選考結果（補助対象住民自治協議会と補助対象事業等）を市長に報告します。

4 交付額の査定

事業予算書の支出に対象とならない経費が含まれている場合は、その経費について減額します。また、事業計画と予算の説明によっては、補助金額を減額する場合があります。

（例）講師の謝礼や交通費が通常より著しく高額な場合

5 交付の決定

公開選考委員会において、内定の住民自治協議会等を発表します。正式には内定通知を住民自治協議会の代表者に通知し、補助金交付申請書の提出を受け交付決定します。

6 成果報告

受給住民自治協議会の1年間の活動成果を広く紹介するため、自己評価報告書等を作成いただきますので必ず提出してください。

7 情報公開

住民自治協議会間の情報共有を図り、より一層活動の発展を促進するため、個人を特定できる情報を除き、原則公開します。

IV 交付対象事例

来年度から始まる新たな制度であることから事例を以下のように示しました。

表の事例は、既に他市町村では行われているものです。

事業の実施方法や従来にはなかった着眼点により、創意工夫に満ちた事業の申込みを期待しています。

また、列挙した事例が交付対象事例の全てでなく、地区の特性を活かした斬新なアイデアや企画で地区課題を解決し、地区のまちづくりにつながる事業を募集しています。

なお、6つの分野ごとに列挙していますが、捉え方・見方により他分野に含まれることもあります。あくまで分野でなく、事業の内容を公平に審査・選考します。

分野	具体事例
1 保健・福祉分野	(1) 休日・長期休みの児童の遊び場・貴重な体験の提供 (2) ユニバーサル・スポーツによる健康教室の開催
2 環境分野	(1) 里山・森林の整備 (2) 希少動植物保護・繁殖活動 (3) 生ごみのリサイクル・再資源化の仕組みづくり
3 安全・安心分野	(1) 防災ハンドブックの作成・配布 (2) AED使用方法等を含む救急救命講習会の開催
4 教育・文化分野	(1) 児童・生徒対象の地区内オリエンテーリングの開催 (2) 地区文化の維持・伝承 (3) 地区内の歴史的遺産の整備
5 産業分野	(1) 地区特産品（農産物）の開発・PR・販売 (2) 空き店舗の有効活用 (3) 地区内限定のフリーペーパー発行・配布
6 その他	(1) 外国籍市民との交流会・イベント開催 (2) 地区紹介（観光）マップ作成・配布